

## よくある質問

### ■全体

Q：4週8閉所と4週8休の相違は？

A：4週8閉所は、1週間の内2日（基本は土日）は一斉に現場を閉所していただきます。

4週8休は、各発注工事単位で4週の内8日（現場閉所率 8日/28日＝28.5%）は現場及び現場事務所での作業がない状態を想定しています。

### ■発注者指定型について

Q：4週8閉所以外は認めないのか？

A：発注者指定型では、認めないこととします。

ただし、受注者の責に帰さない事情により、土日もしくは週休日に作業をする場合は、1か月以内に振り替えていただくことは可能です。

Q：概要版では「できなかった場合は契約変更する」と書かれているがどういう意味か？

A：発注者指定型は、4週8閉所を条件に労務費を割り増して契約しているため、受注者の責による事情で4週8閉所に満たない場合は減額変更することになります。

Q：4週8閉所の確認方法は？

A：現在でも休日に作業をする場合は休日作業届を提出いただいています。この提出の有無をもって判断したいと考えています。

Q：労務単価を割り増しすることと4週8閉所がどう関係するのか？

A：割り増しの設定については、東京都財務局から国交省にヒアリングを行った質疑応答があり、「これまでの工事と完全に現場全体を閉所する工事とを比較した場合に生じる労務費の差の実態を踏まえたもの」にするよう回答しています。

働き手の収入が減らないように労務費を実態に合わせて割り増し、補填するとの趣旨です。

Q：試行実施要領8.（8）の内容は「発注者指定型」「受注者希望型」の両方で必要なのか？

A：記載の内容が適用されるのは、「発注者指定型」のみです。

「発注者指定型」では労務単価の割り増しをして予定価格を算出し、請負契約を締結いたします。労務単価を割り増す理由は上記の通り下請事業者を含めた働き手の収入が減らないように労務費を割増し、補填することが目的です。元

請から下請けに確実に割り増した金額が支払われているかどうか確認するためです。

#### ■受注者希望型について

Q：受注者希望型を設定する理由は？

A：居ながら工事の場合や、学校施設関連で夏休みに工事が集中する場合など、4週8閉所が難しい場合に適用したいと考えています。

受注者の施工計画や現場の状況、および施設管理者を含め区と協議が整った場合を想定しています。

Q：受注者希望型については成績評定で加点するとあるが、具体的にどのように評価するのか

A：4週8休が確保できた場合は、成績評定のうち「技術力の発揮」もしくは「創意工夫と熱意」の項目で評価することといたします。

加点については、公平性に配慮しながら今後この要領を運用する中で検討していきます。

Q：受注者希望型では結果的に週休率を確保できたなら、（契約変更して）労務単価を上げたらいいのではないか？

A：労務単価を割り増しする場合は、4週8閉所が義務になります。

これは週休2日等の働き方改革を推進するためです。そのため、4週8閉所を確保できなかった場合は契約変更で減額の対象になります。

一方で、一斉に閉所できない場合もあることも想定できるため、建築・電気・機械の分離発注の場合で、例えば、土曜日現場は動いているが、建築は交代制で休み、機械、電気は土日もしくは任意の日に休む方法も考えられます。その場合は現場休息率で判断します。

4週8閉所のできない現場の受け皿として一年間試行した後、このルールについて評価をしてまいります。